

議 長 日程第10「議案第21号令和5年度松田町後期高齢者医療特別会計予算」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第21号令和5年度松田町後期高齢者医療特別会計予算。

令和5年度松田町後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億9,279万9,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年3月2日提出、松田町長 本山博幸。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 それでは、後期高齢者医療特別会計を説明させていただきます。

75歳以上の方を対象とする後期高齢者医療制度は、平成20年度から始まり、保険料の決定や医療の給付などは、神奈川県後期高齢者医療連合にて行い、申請や相談などの窓口事務や保険料の収納については町が行っております。後期高齢者医療関係では、この特別会計のほかに一般会計から後期高齢者医療広域連合へ支出をする広域連合事務費負担金780万8,000円と、法で定められた市町村定率負担金1億2,092万2,000円を計上しております。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書にて説明をさせていただきます。480、481ページをお開きください。歳入でございます。款の1、後期高齢者医療保険料。保険料につきましては、後期高齢者広域連合により2年ごとに見直されます。令和5年度は4年度と同額で、均等割は4万3,100円、所得割は8.78%となっております。なお、後期高齢者医療保険につきましては、全体の約1割を被保険者の保険料で賄い、残りの9割を国・県・市町村負担金の公費と他の医療保険からの支援金で賄われております。

款の2、使用料及び手数料は、督促状の発行手数料でございます。

款の3、繰入金、項・目ともに一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金は低所得者の保険料軽減分を公費で補填するための制度です。一般会計で収入した県

費の後期高齢者医療保険基盤安定制度負担金4分の3と町負担分4分の1を併せて繰り入れるものです。また、事務費繰入金は歳出における一般管理費に、事業費繰入金は歳出の保健事業費の財源とするものでございます。

款の4、繰越金は、前年度繰越金として前年度と同額を計上いたしました。

款の5、諸収入は、延滞金等の科目設定扱いとなります。

次のページ482、483ページをお開きください。歳出でございます。款の1、総務費、項の1、総務管理費、目の1、一般管理費は、被保険者証の発行や郵送料など、一般的な事務に係る経費を計上しております。

款の2、後期高齢者医療広域連合納付金、これは、一般会計から繰り入れました保険基盤安定負担金と、町で徴収する保険料の合計額を広域連合に納付するものでございます。

款の3、諸支出金、項の1、償還金及び還付加算金は、過年度分の保険料過誤納還付金と還付加算金でございます。

款・項ともに保健事業費は、次のページ、484、485ページをお開きください。目の1、保険給付費の一般管理費で、人間ドック補助金として受診者に対する費用の補助を1人2万円、45件分を計上しております。

目の2、保健事業費は、国民健康保険事業との同時実施とはなりますが、年齢到達により後期高齢者医療被保険者となられても継続して御利用いただけるよう配慮しまして、糖尿病性腎症重症化予防事業に微力ながら取り組ませていただくものでございます。

款の5、予備費につきましては、歳入歳出の差額分を計上しております。

なお、486、487ページに給与明細書を掲載しておりますので、後ほど御高覧ください。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第21号令和5年度松田町後期高齢者医療特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。休憩中に議員のみの議会全員協議会を開催しますので、議員の皆様は大会議室にお集まりください。

暫時休憩します。

(14時10分)